

管 理 規 程

埼玉県公営企業管理規程第二号

埼玉県企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十年三月三十日

埼玉県公営企業管理者 立川 吉朗

埼玉県企業局組織規程の一部を改正する規程

埼玉県企業局組織規程（昭和三十八年埼玉県公営企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第八条に次の二項を加える。

- 2 埼玉県地域整備事務所に、その所掌事務の一部を処理させるため、支所を置く。
- 3 支所の名称及び位置は、次の表に掲げるとおりとする。

名	称	位 置
埼玉県地域整備事務所北部支所		鴻巣市

第九条第一項の表に次のように加える。

支所	支所長	上司の命を受け、支所の事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。

附 則

この規程は、平成三十年四月一日から施行する。